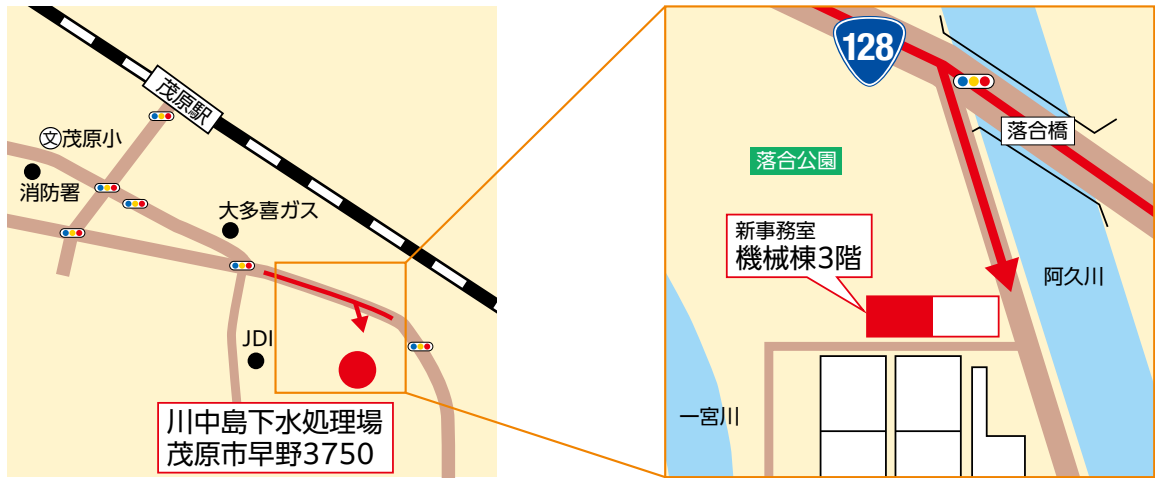


下水道課事務室が移転しました

市役所8階にあった下水道課は、川中島下水処理場へ事務室を移転し、電話番号・FAX番号が変更となりました。



問合せ 下水道課 (川中島下水処理場内) ☎ (23) 3128 FAX (23) 3126

市長が行く

No.148



茂原市長 田中豊彦

令和元年の一般の働き方改革では、働く時間は、一日8時間、週40時間に決められ、それ以前の長時間労働に規制がありました。また一般の残業時間は、月45時間で、年間になると、360時間に決められました。令和6年4月1日から始まる医師の働き方改革では、以前から、医師の長時間労働や、宿直明けの勤務が問題視されてきていましたが、医師の時間外や、休日労働に上限規制を設け、原則時間外と休日労働で、年間960時間内に規制されます。これにより、他院での副業や、兼業(バイト先等)の労働時間も、主たる勤務時間の時間外や、休日労働時間に加算されることになりません。また、労働基準監督署に宿日直許可を取っていない宿日直は時間外、休日労働時間に加算されることになりました。

これは、医師の過重労働削減につながる、それ自体は歓迎すべきことなのでしょう。しかし、この私たちの地域においては、大病院等から地域の医療機関に来てくれている非常勤医師の減少で、さらなる医師不足が起こりそうです。また、夜間救急の宿直からの医師の引き上げは、夜間救急の空白日の発生、ひいては夜間救急の崩壊につながるように思えます。医師の過重労働は避けたいのはもちろんですが、私の立場からすると、医師の絶対数の少ないこの地域の医療崩壊が心配でなりません。平成16年に開始した、新医師臨床研修制度(医師免許取得後の研修先を自由に選べる制度)がもたらしたこの地域における医師不足にさらなる追い打ちをかけるのではと危惧しております。

今の日本では、国際的にみても医師の数は人口当たりの数が27番目で決して多くはありません。また千葉県では、600万人の人口で、千葉大学と国際医療福祉大学の2つしか医科大学がなく、慢性的な医師不足であり、その上、医師の診療科の偏在と地域偏在のダブル偏在が生じています。今回の改革では、今後宿日直許可の柔軟な対応と救急告示病院への医師優先配置をそのようなシステムの構築が必要と考えます。

先日、茂原労働基準監督署署長に茂原市長生郡医師会とともに面会を申し入れ、この地域の状況を説明し、特別の配慮をしていただきたい旨を望んできたところです。地域による医療格差の問題はまだ根深く、この程度では焼け石に水といったところでしようが、でも手をこまねいている訳にはいかず、できることは何でもしていきたいと思っております。